

南風原町社会福祉協議会
社協だより「ちむぐくる」有料広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南風原町社会福祉協議会が発行する社協だより「ちむぐくる」(以下、「社協だより」という)への有料広告掲載をとおして、広報活動にかかる財源確保及び地元企業等の活性化を図るため、必要な事項を定める。

(広告の掲載基準)

第2条 広告は、次のいずれの要件にも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 人権を害するおそれのあるもの
- (11) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (12) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (13) 本町又は他の地方公共団体が広告の対象を奨励しているかのような表現のもの
- (14) その他本会会長(以下、「会長」という)が広告掲載として適当でないと認められるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号の規定に該当しないものの広告
- (4) 前各号に掲げるものの他、本会会長が適当であると認めるもの

(広告の規格と掲載位置等)

第4条 広告の規格等及び掲載位置については、次のとおりとする。

(1) 広告の規格

区 分	規 格
1号広告	ページの最下段とし、縦50ミリメートル横175ミリメートル
2号広告	ページの最下段とし、縦50ミリメートル横87.5ミリメートル

- 2 広告の掲載する位置は、社協だよりの表紙・裏表紙を除く各ページの下1段とする。
- 3 広告の掲載は、1広告主について社協だより1号につき1枠限りとする。
- 4 広告を掲載するページ及び場所については、会長が決定するものとする。

(掲載の募集等)

第5条 広告の募集は、社協だより、南風原町社協ホームページ等において行う。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、別に定めた申込書及び申込者自ら作成した広告案を本会より指定された期日までに遅滞なく、会長に提出しなければならない。

(1) 社協だより広告掲載申込書(様式第1号)

(2) 社協だより掲載原広告原稿作成方法(別紙1)に基づいて作成された広告案

(広告掲載の決定等)

第7条 会長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。(様式第2号)

- 2 広告の申込みが該当広告枠数を超えた場合で、かつ、会長が広告掲載者として適当として認めたときは、事務局において抽選し決定するものとする。
- 3 別に定めた広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下、「広告主」という)は、会長が指定する期日までに、広告案を提出しなければならない。

(広告案の審査)

第8条 会長は、前条第3項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

- 2 会長は、提出された広告案の審査にあたっては、本会が設置した社協だより編集委員会に意見を求めることができる。

(掲載料金及び納入方法)

第9条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

規格区分	掲載料金
1号広告 (ページの最下段とし、縦50ミリメートル横175ミリメートル)	16,500円
2号広告 (ページの最下段とし、縦50ミリメートル横87.5ミリメートル)	10,000円

- 2 広告主は、前項の掲載料金について該当広告を掲載すべき社協だよりの発行日より20日前までに、直接事務局窓口へ納付または、指定口座へ振込むこと。
- 3 広告掲載料は、原則一括納付するものとする。ただし、複数月にわたり継続掲載するもの、または、本会会長が特別の理由があると認めたときには、この限りではない。
- 4 1回の申込みにつき、掲載回数が6回以上の場合には1回分を減額することができる。
- 5 広告掲載を希望する社協だよりの発行日時時点で、広告主が本会特別会員にすでに加入している場合は、掲載料金の10%を減額することができる。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告記載の取消し)

第11条 会長は、第7条の規定による広告掲載の決定を申込者に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、会長はこの決定を変更し、または解除することができるものとする

- (1) 会長が指定する期日までに広告案を提出できなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 社協だより発行上、重大な変更が生じたとき
- (3) 社協だより編集上、重大な支障が生じたとき
- (4) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
- (5) 申込者が刑事罰に処せられた場合
- (6) その他会長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第 12 条 原則、広告掲載料は還付しない。ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

(別紙1)

社協だより「ちむぐくる」掲載広告原稿作成方法

社協だより「ちむぐくる」に広告の掲載を申し込む場合は、以下の方法により広告原稿を作成することとします。

1 規格

- (1) 1号広告 縦 50 ミリメートル×横 175 ミリメートル
- (2) 2号広告 縦 50 ミリメートル×横 87.5 ミリメートル

2 広告原稿データの作成

配色	1色 (グレースケール)
データの作成	<p>(1) Adobe Illustrator を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none">①バージョンは 5.5 以上とすること②広告原稿データにはアウトラインをかけて ESP 形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。 <p>(2) Adobe Photoshop を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none">①バージョンは 3.0 以上とすること。②広告原稿データは、使用サイズの 100%で解像度 300dpi にすること。レイヤーがある場合は統合して ESP 形式で保存すること。 <p>(3) Microsoft Word を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none">①バージョンは Word2000 以上とすること。②使用フォントは、MS ゴシック系、MS 明朝系、HG ゴシック系、HG 行書体系、HG 正楷書体 PRO、HG 創英角ゴシック系、HG 創英角ポップ系、HG 丸ゴシック M-PRO とすること。③特殊文字 (囲い文字、影付き、中抜き、アニメーション等) 及び Open Type フォントは使用しないこと。④PDF ファイルに変換すること <p>※広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権が発生する場合はその支払いをすること。</p>
データの提出	<ul style="list-style-type: none">・いずれのソフトを使用して広告原稿を作成する場合でも、出力原稿とデータを合わせて提出すること。・Adobe Illustrator で広告原稿を作成した場合は、アウトラインをか

	<p>ける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを合わせて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none">•Microsoft Word で広告原稿を作成した場合は、Word のデータ、PDF ファイルのデータを合わせて提出すること。
データの訂正	<ul style="list-style-type: none">•原稿提出後のデータ訂正は、本会では行いません。申込者においてデータを修正後、再提出してください。

3 その他

広告には、広告を告知するロゴを広告欄の右上にいます。広告原稿を作成する際には、右上縦 10 ミリメートル横 15 ミリメートルを空けてください。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

南風原町社協だより「ちむぐくる」広告掲載申込書

年 月 日

南風原町社会福祉協議会 会長 殿

申込者 〒

住 所 :

(所在地)

氏 名 : 印

(会社の場合は名称及び代表者名)

電話番号 :

FAX :

担当者氏名 :

業 種 :

社協だより「ちむぐくる」有料広告掲載に関する要綱第 6 条に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

● 掲載希望月 (5月号 7月号 9月号 11月号 1月号 3月号)

● 広告サイズ (1号広告 ・ 2号広告)

● サイズ変更の可否 (可 ・ 否)

※広告掲載を希望する月に○を付けてください。

※希望する広告サイズに○を付けてください。

※1号広告を希望する方で、抽選の結果、広告枠を確保できないとき、2号広告にサイズ変更すれば掲載することができる場合、変更しても掲載したいときは「サイズ変更の可・否」の「可」に○を付けてください。また、サイズ変更を希望しない場合は「否」に○を付けてください。この欄が未記入の場合は「否」とみなします。

様式第2号（第7条関係）

社協だより「ちむぐくる」広告掲載決定通知書

年 月 日

様

南風原町社会福祉協議会 会長

年 月 日付申込みのありました、広告掲載申込の件について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 広告掲載決定

- ① 掲載回数： 回
- ② 掲載月（ 5月号 7月号 9月号 11月号 1月号 3月号）
- ③ 掲載料： 円（内訳： ）
- ④ 掲載料納入期日： 年 月 日まで

2. 広告掲載不可

理 由：